

2023 年度時間外労働削減取組み方針

2023 年 3 月 24 日
一般社団法人日本建設業連合会

1. 背景

(1) 時間外労働削減のための従来からの取組み

2017 年 3 月に政府が決定した「働き方改革実行計画」により、建設業においては、2019 年 4 月の改正労働基準法の施行から 5 年後の 2024 年 4 月から罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることとなった。日建連は、政府方針を踏まえ、2017 年 9 月に「時間外労働の適正化に向けた自主規制目標」や「週休二日実現行動計画」等を柱とする「働き方改革推進の基本方針」を定め、働き方改革に取り組んできたが、2020 年度以降、時間外労働の削減が停滞する実情に鑑み、2022 年 3 月に自主規制目標の前倒しを含む「時間外労働削減ガイドライン」を発出し推進の強化を図ることとした。

(2) 会員企業の労働時間の現状

日建連では、「時間外労働の適正化に向けた自主規制目標」策定後の 2018 年度から「会員企業労働時間調査」を実施し、取組状況をフォローアップしており、2021 年の調査では、2024 年度から適用される上限規制と同じ条件での調査を実施した。調査結果においては、非管理職の 28.6%、人数にして 17,427 人が上限規制の特例を超過し、非管理職の 60.7%、人数にして 39,944 人が上限規制の原則を超過していた。

2. 2023 年度時間外労働削減取組み方針

こうした厳しい状況を踏まえ、また目前に迫る 2024 年度の時間外労働上限規制に適切に対応するため、2023 年度の時間外労働削減取組み方針を以下のとおりとする。

(1) 目標

2024 年度から実施される法規制（特例）と同等の以下の条件を目標とし、全ての会員企業において、誰一人取り残されることなく、目標が達成されることを目指す。

- ① 時間外労働が年 720 時間以内
- ② 時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
- ③ 時間外労働と休日労働の合計について、2～6 か月それぞれの平均がすべて 1 か月あたり 80 時間以内
- ④ 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月まで

(2)重点施策

①きめ細かな実態把握

- ・第1四半期（2023年度4～6月分）→9月取り纏め、理事会報告
- ・第2四半期（2023年度7～9月分）→12月取り纏め、理事会報告
- ・第3四半期（2023年度10～12月分）→3月取り纏め、理事会報告
- ・2023年度通期分→2024年7月取り纏め、理事会報告

②上半期終了時点でのレビュー、推進強化

厚生労働省が過重労働解消キャンペーン期間と定める2023年11月を「時間外労働削減強化月間」とし、以下の施策により取組みを強化する。

[日建連が実施する取組み]

- ・好事例の水平展開
- ・関係省庁等とのパネルディスカッション等の意識啓発活動の実施

[会員企業が実施する取組み]

- ・自社の上半期実績のレビュー、点検
- ・自社内における意識高揚活動
- ・会員企業の好事例を参考とした施策の実行

③支援・周知活動の強化

- ・発注者向けリーフレット作成（適正な工期の確保、4週8閉所、契約の見直しに関する協議等）
- ・会員会社社内向けリーフレット作成
- ・日建連ホームページに、上限規制関係項目のみの特設サイト作成
- ・日建連広報誌ACeに上限規制に関する特集の掲載
- ・Work Style Labにて好事例の水平展開

④厚生労働省との連携

- ・厚生労働省課長との意見交換会の実施（実務面での質疑応答）
- ・厚生労働省課長による講演会の実施